

【1】配食サービス

内 容	<p>お弁当の配達時（1日1食）に合わせ、安否確認及び健康状態の把握を行う</p> <p>【主食とおかず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料 1食 480円 ・委託料 1食 990円 <p>【おかずのみ（益田・匹見地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料 1食 430円 ・委託料 1食 940円
対象者	<p>市内に住所を有する高齢者のうち、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、自身の食事を調理することが困難、かつ、栄養改善が必要なものであって、生活状況、健康状態等を定期的に把握する必要があると市長が認めるもの</p>

担当：高齢者福祉課

☎ 31-0245

高齢者福祉係

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【2】 はっらっ介護ふれあい支援サービス

委託先	デイサービス事業者及び介護者の会
内 容	<p>在宅の要介護者等を介護する者、もしくは介護に関心のある者を対象とする</p> <p>①介護者の健康相談 ②介護技術の指導 ③レクレーション ④グループ懇談会 ⑤福祉機器の展示及び使用方法の指導 ⑥講演会の開催</p> <p>*利用者家族の参加しやすいことを中心に事業計画の検討実施とする。 *開催時間は、事業内容により適当な時間であれば良い。 *デイサービス事業所の車にて家族の送迎を無償により実施する場合は、道路運送法の許可は不要。デイサービス業務に支障のない範囲であれば、問題はない。</p>
対象者	市内に住所を有し、要介護者等を支援するもの、もしくは介護に関心のあるもの

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係

☎ 31-0245 ✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

委託料

①デイサービス事業者…40,000円以内

【対象経費】 需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料など

*利用者負担金を除いた経費を委託料として実績払い。

*会食又は教材(持ち帰り自分のものとなる場合)等の実費は、利用者が負担する。

*食事代は不可

*対象経費についてご不明な場合はその都度市へご相談ください。

②家族会については別料金設定あり

契約から実施の流れ

(1) 事業を実施する際は、事前に高齢者福祉課（地域包括推進係）に相談し、事業実施の1ヵ月前までに、1年間の実施計画を提出してください。

※複数回計画する場合は、初回実施日の1か月前までに提出してください。

(2) 実施計画を確認後、契約の締結をします。請求書を提出してください。

(3) 開催後は事業報告を提出してください。

その他

～事業の周知について～

①お知らせ放送

高齢者福祉課に依頼文と放送用原稿、内容がわかるチラシ等を送付して下さい。

⇒放送したい時期の約2週間前までに原稿等の送付をお願いいたします。

②広報ますだ掲載

高齢者福祉課に依頼文と掲載原稿、内容がわかるチラシ等を送付して下さい。

⇒2か月前の1日までに原稿等の送付をお願いいたします。

例) 広報ますだ7月号に掲載したい場合、5月1日までに送付。

*お知らせ放送及び広報ますだ掲載につきましては、他の周知内容との兼ね合いから、依頼通りにならない場合もあります事をご了承ください。

【3】 認知症緊急対応訪問サービス

内 容	<p>家庭での対応が困難な認知症状が発症したとき、顔なじみのヘルパーやデイサービス職員等が訪問し対応する</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用料 1回 419円（市に納付する）・ 委託料 1回 4,190円
対象者	市内に住所を有する高齢者のうち要介護者又は要支援者であって認知症であり、介護保険サービスを利用しているもの

※必要性も含め、今後事業の見直しを行う予定です。

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎ 31-0245 ✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【利用の流れ】

(1)申請

担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を高齢者福祉課へ提出。
※サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる

【提出書類】
地域支援事業申請書
個人現況情報
ケアプラン

(2)決定

高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定の可否を行う。
結果は「益田市地域支援事業決定（却下）通知書」にてCM、委託事業所へ送付。
※決定（却下）通知書は、原本と写しの2枚を送付する
原本はご本人やご家族の方へお渡しし、写しはCM等の控えとする

(3)利用

認知症緊急対応訪問サービスの実施
①家族より、担当介護支援専門員またはサービス提供事業所へ本サービス利用について連絡
②担当介護支援専門員またはサービス提供事業所から高齢者福祉課へ本サービス利用について連絡
③本人宅へサービス提供事業所が訪問し、対応を行う
④サービス事業所から担当介護支援専門員及び高齢者福祉課へ対応状況の報告を行う

(4)支払い

利用の翌月にサービス提供事業所から実績報告、委託料請求書を提出してもらう。
実績に基づき、市から本人または家族へ納付書を送付し、利用料の支払いをしてもらう。

益田市地域支援事業の様式について

下記の事業に関する提出書類様式は益田市ホームページからダウンロード可能です。ぜひご活用ください。

- 【1】 配食サービス
- 【2】 はつらつ介護ふれあい支援サービス
- 【3】 認知症緊急対応訪問サービス
- 【4】 認知症高齢者やすらぎ支援サービス



【掲載場所】

益田市HPで検索 → 「組織から探す」 → 「福祉環境部」 → 「高齢者福祉課」
→ 「介護保険（事業所向け）」 → 「益田市地域支援事業と益田市高齢者福祉事業について」
→ 益田市地域支援事業内に格納

	内容	対象者
<p>①訪問理容サービス</p>	<p>在宅で理容サービスを行う。 ・利用料金：理容代金実費負担 ・委託料：1,050円（益田地域） 2,090円（美都・匹見地域） ※交通費相当 ※1月当たり1回を限度とする</p>	<p>市内に住所のある65歳以上の身体虚弱、寝たきり 又は認知症等のため、外出が困難な者。</p>
<p>②軽度生活援助サービス</p>	<p>介護保険における訪問介護サービスの該当にならない下記のサービスを行う。 1 庭・庭木等家の周りの手入れ 2 家屋の軽微な修繕、電気機器の軽微な修繕等 3 除雪 4 家財道具の移動 5 台風等自然災害への防備 6 その他生活支援に資する軽易な日常生活上の援助 ・利用料金 1時間 155円 ・委託料 1時間 1,395円 ※年4回以内で1回当たり4時間を限度とする ※作業内容は、生活動線上の軽度な作業。現場確認をして、サービスに該当しないこともある。</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上かつ要支援以上の認定のある者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。 <u>（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）</u></p> <p><例> ①草刈りと草ぬきと剪定を実施した時間が、「草刈り2時間」「草ぬき4時間」「剪定2時間」かかった場合、合計3回の利用となる。 ②草取りを実施した時間が、5月1日に3時間、5月2日に1時間かかった場合、合計2回の利用となる。</p>

③寝具類洗濯
乾燥消毒サ
ービス

内容	対象者																				
<p>寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行う</p> <ul style="list-style-type: none">・利用料金 1枚当たり<table border="0"><tr><td>1 掛け布団</td><td>500円</td></tr><tr><td>2 敷き布団</td><td>500円</td></tr><tr><td>3 掛け布団化繊</td><td>300円</td></tr><tr><td>4 敷き布団化繊・肌布団化繊</td><td>300円</td></tr><tr><td>5 毛布シングル</td><td>200円</td></tr><tr><td>6 毛布ダブル</td><td>200円</td></tr><tr><td>7 シーツ袋状</td><td>50円</td></tr><tr><td>8 こたつ上掛け</td><td>300円</td></tr><tr><td>9 こたつ敷き</td><td>300円</td></tr><tr><td>10 こたつ布団</td><td>300円</td></tr></table><ul style="list-style-type: none">・委託料 1枚あたり 450円～4500円<p>※年2回を限度とする。 (季節に応じた寝具の利用が適当である) (一度に同じ種類の寝具類を2枚利用することはできない。)</p><ul style="list-style-type: none">・実施時期は6月・9月・12月・3月	1 掛け布団	500円	2 敷き布団	500円	3 掛け布団化繊	300円	4 敷き布団化繊・肌布団化繊	300円	5 毛布シングル	200円	6 毛布ダブル	200円	7 シーツ袋状	50円	8 こたつ上掛け	300円	9 こたつ敷き	300円	10 こたつ布団	300円	<p>市内に住所を有する65歳以上の、独居世帯又は高齢者世帯に属する身体虚弱、寝たきり若しくは障がい等により寝具類の衛生管理が困難な者で、(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。</p> <p><u>(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)</u></p>
1 掛け布団	500円																				
2 敷き布団	500円																				
3 掛け布団化繊	300円																				
4 敷き布団化繊・肌布団化繊	300円																				
5 毛布シングル	200円																				
6 毛布ダブル	200円																				
7 シーツ袋状	50円																				
8 こたつ上掛け	300円																				
9 こたつ敷き	300円																				
10 こたつ布団	300円																				

内容

対象者

④ 通所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超える場合、必要に応じて通所サービスを利用することができる。

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1回	食事代	
要介護1	2,370円	施設が定めた 料金	5,560円
要介護2	2,790円		6,510円
要介護3	3,210円		7,510円
要介護4	3,630円		8,490円
要介護5	4,050円		9,470円

市内に住所を有する要介護認定のある者。かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに通所介護サービスが必要と認める者で、
（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

⑤ 入所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができる

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1日	食事代 居住費	
要支援1	1,350円	施設が定めた 料金	3,160円
要支援2	1,680円		3,930円
要介護1	1,800円		4,230円
要介護2	2,010円		4,710円
要介護3	2,230円		5,220円
要介護4	2,440円		5,710円
要介護5	2,650円		6,190円

市内に住所を有する要支援以上の者、及び認定のない者で市長が特に認める者（注1）、かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに短期入所サービスが必要と認める者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

（注1）要介護認定申請中であり、審査会の結果がまだ出ていない場合などである。

〔入所託老サービスの利用する状況の例〕

- ・介護者が疾病又は出張の時
- ・居宅の住宅を要介護者又は要支援者向けに改造する時 など

※ひと月あたり7日を限度。
（繰り返し何ヶ月も利用できるものではない。）

R8事業者別一覧表（案）※締結事業内容

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業		高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	通所 託老	入所 託老	
1	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6番40号	万葉苑		○	○	○	3
2	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6番40号	ますだハイツ	○				1
3	(福) 梅寿会	益田市高津四丁目 6番40号	くしろ宝寿苑 くしろデイサービス		○	○	○	3
4	(公益社団) 益田市医師会	益田市遠田町 1917番地2	くにさき苑				○	1
5	(福) 島根県 社会福祉事業 団	益田市かもしま北町 7番地3	雪舟園				○	1
6	(福) 益田市 社会福祉協議 会	益田市須子町 3番1号	市社協	美都 匹見	○	○	○	4
7	(福) わかく さ福祉会	益田市上黒谷町 526番地5	共楽苑	○	○	○		3
8	(福) 暁ほほ えみ福祉会	益田市高津町 イ2559番1	ひぐらし苑 まとい	○	○	○	○	4
9	(福) 西益田 福祉会	益田市神田町 イ197番地6	清流苑	○	○	○		4
10	(福) 鎌手福 祉会	益田市西平原町 671番地1	からおと苑	○	○	○		3

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業		高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	通所 託老	入所 託老	
11	(福) 西中国キリスト教 社会事業団	広島市廿日市市原 3 6 2 番地 2	湖水園		○	○		2
12	(福) 七尾福社会	益田市昭和町 1 1 番 2 0 号	七尾苑		○	○		2
13	(株) ひょうま	益田市高津七丁目 1 1 番 1 4 号	しずかさんの家 ・中吉田		○	○		2
14	(社団) 水澄み会	浜田市三隅町河内 4 5 1 番地 1	もやいの家うのはな		○	○		2
15	医療法人 金島胃腸 科外科	益田市高津一丁目 9 番 4 号	デイサービスたかつ ショートステイたかつ		○			1
16	医療法人 永瀬脳外 科内科	益田市土井町 2 番 2 7 号	すみよし まほろば		○	○		2
17	またか鍼灸整骨院有 限会社	益田市須子町 1 5 番 1 6 号	デイサービス どんちっち		○	○		2
18	益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会社さくらんぼ	益田市駅前町 3 番 1 9 号	ヘルパーステーション さくらんぼ		○			1
19	ケアサポートいわみ 株式会社	益田市駅前町 7 番 1 号	ヘルパーステーションいわみ		○			1
20	ワンズクリエイト 株式会社	益田市乙吉町 イ 3 3 6 番地 1 5	デイサービスなごみ		○			1

	法人名	法人住所	施設名	地域支援事業		高齢者支援事業		総計
				配食	認知症 緊急訪問	通所 託老	入所 託老	
21	(株) 益田クッキング フーズ	益田市安富町 1 1 0 5 番地		○				1
22	美都町配食サービス支 援会	益田市美都町宇津川口 6 8 7 番地 6		美都				1
23	NPO法人益田 自立支援センター	益田市戸田町 イ 1 7 0 番地 1	えびす		○			1

注1) 6 : (福) 益田市社会福祉協議会の配食サービスは対象地域を美都・匹見地域に限定しています。

注2) 22 : 美都町配食サービス支援会の配食サービスは美都地域に限定しています。

令和8年度 受託意向について

返信用FAX用紙

益田市高齢者福祉課 高齢者福祉係 行
(FAX) 24-0181

切 4月3日(金)

委託事業辞退または事業内容の変更について

法人名 _____

施設名 _____

回答者名 _____

令和8年度 地域支援事業および高齢者支援事業については、以下のとおりです。

	どの事業も受託しない
	変更を希望する 変更内容 [_____] 記入例) ○○事業を追加、○○事業は実施しない等
	新規で受託する 事業名 (_____)

委託事業について、実施されない場合
または内容を変更される場合は、
⇒左記「確認表」を提出してください。
(期限 4/3 (金))

※受託事業は、P4～6の事業者別一覧表参照

益田市役所高齢者福祉課
高齢者福祉係
(Email:koreifukushi@city.masuda.lg.jp)
〒698-8650
島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0235
FAX : (0856) 24-0181